

# 週刊 タバコの正体

皆さん、『健康増進法』という法律を知っているでしょうか。今から13年前の平成14年にできた国民の健康増進を図るための法律です。国民一人ひとりの健康増進が法律に定められているなんて知っている人は少ないと思います。そもそも自分の健康は自分の責任だと思われがちなので、どんな法律なのか紹介しましょう。

その目的が示されている第一条は下記のとおりで、法律ができた背景には高齢化の進展があげられています。そして国民の栄養改善などの措置を講じて人々の健康の向上を目指していると言うわけです。

## 目的 第一条

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

さらに、栄養改善などの措置を講じる基本方針の中には、『食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及』という項目があり、喫煙に関して次のような条文があるのです。

## 受動喫煙の防止 第二十五条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

国民の健康を増進するために、他人のタバコの煙を吸わされる“受動喫煙”を防止する措置を求めています。

じつは、この『健康増進法 第25条』のおかげで、身の回りの多くの施設が禁煙になりました。今では、条文にある学校、体育館、病院などは禁煙が当たり前だし、かつては多くの飲食店には灰皿が常備されていましたが、どんどん禁煙のお店が増えています。

受動喫煙の防止が法律で謳われているからには、まだまだ禁煙の施設は増えていくでしょう。

産業デザイン科 奥田 恭久